


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式



【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 今津 幸子 
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成19年2月15日
【提出日】	平成19年2月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	<u>株券等保有割合が5%を超えたこと。</u>

## 第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	大和システム株式会社
証券コード	8939
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京

## 第 2 【提出者に関する事項】

### 1 【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1) 【提出者の概要】

##### ① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③ 【法人の場合】

設立年月日	平成5年9月16日
代表者氏名	平本 貴範
代表者役職	代表取締役

事業内容	証券投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に係る業務
------	--

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

投資信託委託業者として、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の有価証券に投資している。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			415,200
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 415,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	415,200	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S	0	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年2月15日現在)	T	9,161,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	4.53%	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## 2 【提出者(大量保有者)／2】

### (1) 【提出者の概要】

#### ① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス（Credit Suisse）
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8001、パラデブラッツ8番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### ② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### ③ 【法人の場合】

設立年月日	1856年7月5日
代表者氏名	クリスチャン・シュミット
代表者役職	ディレクター
事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等

#### ④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

### (2) 【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券を貸借している。
-----------------------

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	139,000		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 139,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 139,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年2月15日現在)	T 9,161,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	1.52%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。その主な相手先については、スイス国民法、刑法及び銀行法に基づき守秘義務が課せられているため、開示できない。

### 第3 【共同保有者に関する事項】

#### 1 【共同保有者／1】

##### (1) 【共同保有者の概要】

##### ① 【共同保有者】

個人・法人の別	該当無し
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③ 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

##### ④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R / (S+T) × 100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	



## 第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

### 1 【提出者及び共同保有者】

クレディ・スイス投信株式会社

クレディ・スイス

### 2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	139,000		415,200
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M _139,000	N	O 415,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 554,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S 0		

#### (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年2月15日現在)	T 9,161,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	6.05%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（％）
クレディ・スイス投信株式会社	415,200	4.53%
クレディ・スイス	139,000	1.52%
合計	554,200	6.05%



## 委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、2007年2月20日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社  
代表取締役社長 平本貴範



## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CREDIT SUISSE, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at Paradeplatz 8, 8001 Zurich, Switzerland (the „Bank„), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Asset Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of Japan with its principal office at Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6024, Japan (the „Attorney„) to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the „Report„) relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the „Issuing Companies„) with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 12 day of October 2006.

CREDIT SUISSE



\_\_\_\_\_  
Name: Christian Schmid  
Title: Director



\_\_\_\_\_  
Name: Andreas Hönger  
Title: Director

(訳文)

## 委任状

スイス国法に基づき設立され存続し、本店をスイス国 チューリッヒ、8001、パラデブラッツ 8 番地に有するクレディ・スイス（以下「当社」という。）は、日本法に基づき設立され存続し、主たる営業所を〒106-6024 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワーに有するクレディ・スイス投信株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、大量保有報告書およびその他の訂正、補遺または変更の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006 年 10 月 12 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス

---

アンドレアス・ヘンガー  
ディレクター

---

クリスチャン・シュミッド  
ディレクター

## 委任状



日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス投信株式会社(以下「当社」という。)は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社(以下、「関連会社」という。)から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下「報告書」という。)および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、2007年2月20日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社  
代表取締役 平本 貴範



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ、8001、パラデプラッツ 8
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン、エスエヌツェー	フランス 75784 パリ セデックス 16 クレペール アヴェニュー 25
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 31階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアン ラーゲゲゼルシャフト エムベーパー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン ユングホフソトラッセ 16, 60311
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ヴィア・サンタ・マルガリータ 3- 20121
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ヴィア・サンタ・マルガリータ 3- 20121
クレディ・スイス・ファンド・アドミニストレーション・リミ テッド	英国領チャンネル諸島 GY1 6AZ、ガンジー、セン ト・ピーター・ポート、ラ シャルロッテリー、ミルコ ート 私書箱 474
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ ジェルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1074、 ラコチ・ウートウ 70-72
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ イッチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ポルスカ) エス・アー	ポーランド共和国、ワルシャワ 02-515 ポワスカ 通り 15
バンコ デ インベスティメントス クレディ スイス (ブラジル) エシア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ ブリガディオ ファリア リマ 3064
クレディ・スイス・インベストメント・バンク(バハマ)リ ミテッド	バハマ国、ナツソー、シェリー アンド シャルロッ ト通り 私書箱 N3721 バハマ・ファイナンシャル・ センター
クレディ・スイス・ジェスチオン・エスジーアイアイシ ー・エス・エー	スペイン マドリッド 28004 コール プリム
クレディ・スイス(ドイチェランド)アー・ゲー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン 60486 セオドア・ハウス・アリー100
クレディ・スイス(フランス)エス・アー	フランス 75784 パリ セデックス 16 クレペー ル アベニュー25
クレディ・スイス(ユークー)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QR ファイブ・カボット・スク エア

クレディ・スイス(イタリア)エス・ピー・エー	イタリア ミラノ、ヴィア・サンタ・マルガリータ 3-20121
クレディ・スイス(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島 GY1 3YJ、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート、私書箱 368
クレディ・スイス(ジブラルタル)リミテッド	ジブラルタル マリーナ・ベイ ネプチューン・ハウス
クレディ・スイス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-1660、グラン・ル 56
クレディ・スイス(モナコ)	モナコ公国、モナコ 98000 デ・ラ・コスタ アヴェニュー27
クレディ・スイス・オルタナティブ・キャピタル・インク	アメリカ合衆国、デラウエア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート 1209、コーポレート・トラスト・カンパニー内
シーエス・ノントラディショナル・インベストメンツ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、シャーレイ・アンド・シャーロット・ストリート、ザ・バハマフィナンシャルセンター
パール・インベストメント・マネジメント・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャル・センター